

東北地域全ての港湾で 港湾機能継続計画（港湾BCP）を策定 ～災害等が発生した際の港湾機能の確保、早期復旧～

東日本大震災の教訓を踏まえ、港湾利用者や関係行政機関等が連携して、必要な港湾機能の継続や早期復旧に対応するため、これまで東北地域の各港で「港湾機能継続計画（港湾BCP※1）」の策定を進めてきました。

震災から5年を迎える本年、平成28年3月2日に、むつ小川原港（青森県）と相馬港（福島県）で港湾BCPを策定※2し、東北地域の重要港湾以上の計14港全てで策定しました。

重要港湾以上での港湾BCPの策定は、国が決定した「国土強靱化アクションプラン」において、平成28年度迄の策定が目標とされており、東北地域では、この目標よりも1年早く達成したことになります。

今後は、港湾BCPに基づいた訓練の実施と改善を継続的に進めます。

※1：BCP（Business Continuity Plan）：災害等が発生した場合でも最低限必要な機能を維持し、早期の復旧を実現するための事前・事後の対応を定める計画

※2：港湾BCPの策定主体は、各港で設置された「港湾機能継続協議会」。協議会は、港湾の利用者や海事関係者、行政機関等により構成されている。

- 東日本大震災では、東北地方太平洋側の港湾が深刻な被害を受け、サプライチェーンの寸断による影響が企業活動や市民生活に大きく、また広範囲に及ぶことが再認識されました。
港湾関係組織それぞれがBCPを策定することが基本であり、その上でさらに港湾BCPを策定し、災害等が発生した場合の関係者の共通目標、役割分担、事前対策等を定めておくことで、最低限必要な港湾機能を維持し、早期の復旧を可能にすることが出来ます。
- 東北地方整備局（港湾関係）では、港湾BCPと併せて「災害時建設業事業継続力認定制度」による建設会社の事業継続計画策定促進や、港湾管理者及び港湾関係団体と「港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括協定」を締結するなど、災害発生時の被害拡大防止と早期回復のための取り組みも行っています。また、東北地域では平成27年2月に「東北広域港湾機能継続計画（東北広域港湾BCP）」を策定しており、東日本大震災のような広域災害が発生し、単独の港湾では対応が難しい場合の他港とのバックアップ体制についても対策を進めています。
- 3月18日には「第6回東北広域港湾防災対策協議会」を開催し、東北広域港湾BCP、各港の港湾BCPの実効力を高めるため、具体的な取り組みについて検討を行います。

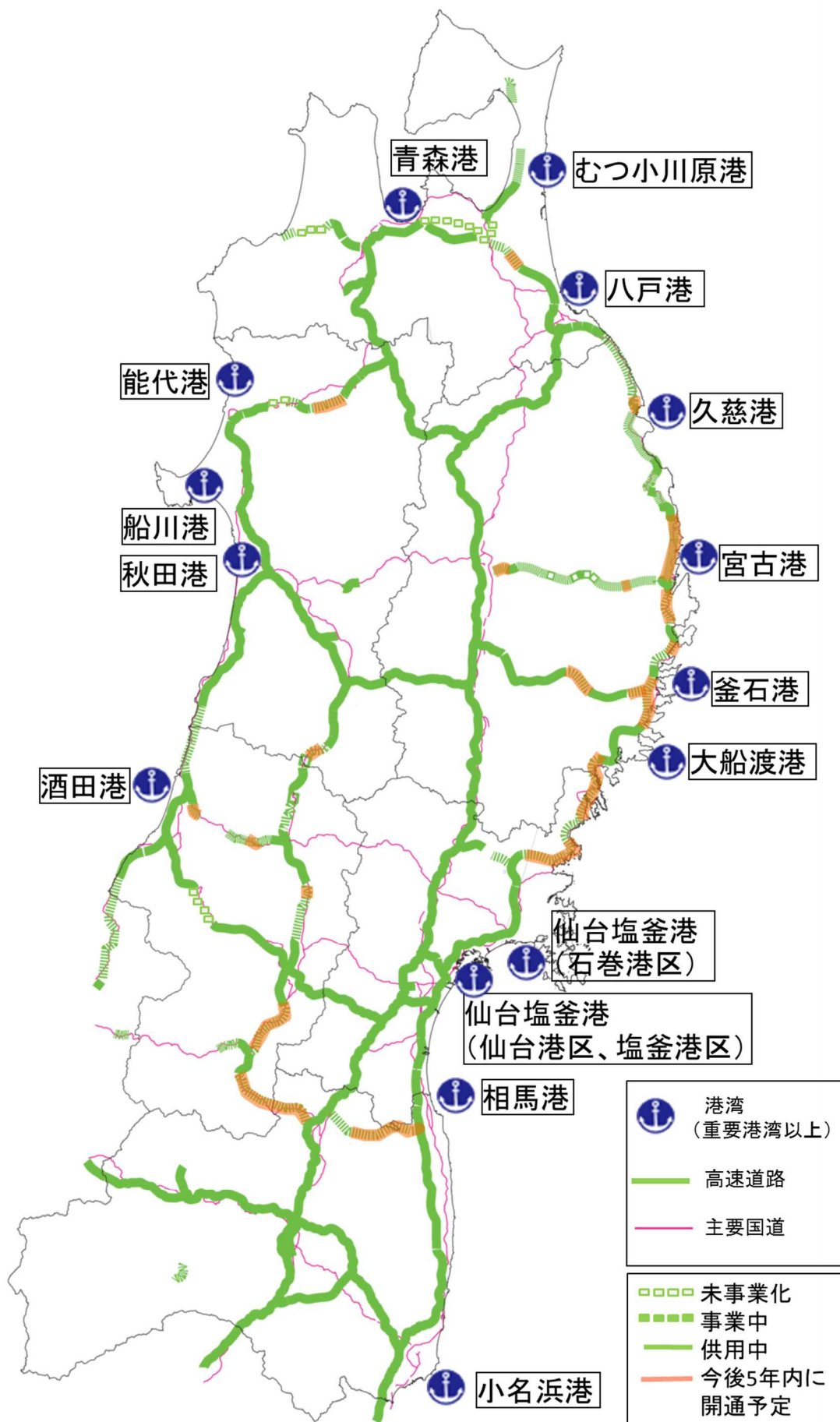
【発表記者会】宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

【問合せ先】国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部

電話 022(716)0024 (直通)

港湾空港防災・危機管理課長 佐藤 久和
港湾空港防災・危機管理課 課長補佐 川井 茂

東北地域の港湾BCP策定港

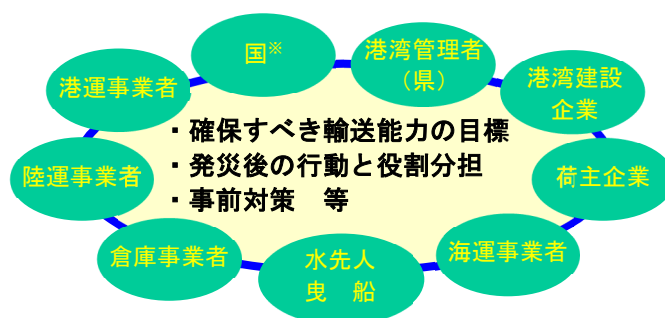


港湾BCPとは

～港湾関係者が力を合わせ大規模災害時にも港湾機能を維持～

港湾BCPは、港湾関係者の参加のもとで、想定地震・津波等の規模の想定や、大規模災害後に確保すべき輸送能力の目標、港湾の復旧や緊急輸送等の発災後の行動と役割分担、減災や早期復旧のための事前対策を定めた行動計画です。

東北地方の港湾では、港ごとに設立された港湾機能継続協議会（港湾関係行政機関や民間事業者で構成。以下、「各港協議会」という）が、BCPの策定・訓練等早期復旧のための対策に取り組んでいます。



港湾BCPのイメージ

※東北地方整備局港湾（・空港整備）事務所、海上保安部、税関等です。

港湾BCPの構成・概要

1. 港湾機能継続計画策定の必要性

目的、位置づけ、活用方法、計画対象

2. 想定地震・津波の規模及び

回復目標の設定

3. 初動体制の確立

- (1) 参集者による体制立ち上げ
- (2) 災害対策活動拠点の確保
- (3) 情報通信手段の確保
- (4) 被害調査

4. 施設復旧のための行動計画

- (1) 施設の応急復旧と航路啓開の作業方針
- (2) 関係者の役割分担と相互関係の整理

5. 物資輸送のための行動計画

- (1) 緊急物資輸送
- (2) 幹線貨物輸送

6. 情報の発信と整理

- (1) 被害調査結果等情報の集約と共有
- (2) 情報発信（体制と方法、内容）

7. 継続的な見直し（PDCA）の実行

計画見直しのサイクル、体制

8. 港湾機能を継続するための訓練の実施

訓練の実施回数、訓練の方法

9. 災害対応力をさらに強化するための ソフト・ハード両面の改善計画

改善策の内容と時期、実施主体